



平 監 発 第 4 0 号
令和 5 年 2 月 2 2 日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 中 江 美 和
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体監査

令和3年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金交付団体	所管部課
小川駅西口地区市街地再開発組合	都市開発部 地域整備支援課
小平市私立幼稚園協会	子ども家庭部 保育課
社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	健康福祉部 生活支援課

(2) 指定管理者監査

令和3年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

指定管理者	所管部課
社会福祉法人 小平市社会福祉協議会 (高齢者交流室)	健康福祉部 高齢者支援課

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、以下の着眼点により実施した。

(1) 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

(2) 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和4年11月15日から令和5年1月30日まで

6 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

小川駅西口地区市街地再開発組合

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第122条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業を施行する団体に対し、補助金を交付することにより、公共施設の整備、土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備を図ることを目的とする。

② 補助金の概要 (令和3年度)

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市市街地再開発事業補助金 (1) 調査設計計画費 (2) 土地整備費 (3) 共同施設整備費	5,139,000 円	3,426,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課 (都市開発部 地域整備支援課) に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

小平市私立幼稚園協会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

幼児教育の向上及び私立幼稚園の振興を図るために行う事業に要する経費について、市が一部を補助するもの。

② 補助金の概要（令和3年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市私立幼稚園協会補助事業補助金 (1) 幼児教育並びに幼稚園の運営及び管理に関する研修会における講師謝礼 (2) 幼稚園の広報 (3) 園児又は園児及び保護者が参加する行事の運営 (4) 協会に加盟する幼稚園に対する次に掲げる助成事業 ア 教職員研修費補助 イ 心身障害児教育補助 ウ 特別教育指導補助 エ 園児健康管理費補助 オ 園具・教具補助	45,810,477 円	45,347,179 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

ア 実績報告書が出納閉鎖後に提出されているもの

<意見・要望事項>

ア 補助金の交付申請及び実績報告に係る基礎資料において、必要事項の記入漏れ、記入誤り等不備が散見された。適正に処理されたい。

② 所管部課（子ども家庭部 保育課）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

ア 実績報告書の受領及び補助金額の確定通知の発出において出納閉鎖後に行われているもの

<意見・要望事項>

- ア 補助金の交付申請及び実績報告に係る基礎資料において、必要事項の記入漏れ、記入誤り等不備が散見された。補正、訂正等適切に指導されたい。

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

社会福祉法人小平市社会福祉協議会が行う社会福祉事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって地域社会における福祉の向上に寄与することを目的とする。

② 補助金の概要（令和3年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市社会福祉協議会補助金 (1) 市社協が行う社会福祉事業に要する経費のうち、人件費及び事業費について、その全部又は一部	184,797,202 円	157,832,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（健康福祉部 生活支援課）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会
(高齢者交流室)

(1) 指定管理業務の概要

- ① 指定管理者の名称
社会福祉法人 小平市社会福祉協議会
- ② 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- ③ 指定管理業務の内容
高齢者交流室の管理に関する業務のうち次に掲げるもの
 - (1) 生きがい活動に関すること。
 - (2) 児童との交流に関すること。
 - (3) 介護予防に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事業
- ④ 指定管理料（令和3年度） 8, 896, 708円

(2) 監査の結果

- ① 指定管理者に対する監査の結果
上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- ② 所管部課（健康福祉部 高齢者支援課）に対する監査の結果
上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。